



NO.57 (2025.7.1)

「自由と人権」HP

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 岡林信康「チューリップのアプリケ」・雑感 P1
- ② 個人的「戦跡」彷徨 P2~4
- ③ 音声データ消去事件・裁判報告とこれまでのまとめ P4~6
- ④ アメリカのイラン攻撃を強く非難する P6~7
- ⑤ 各種案内・後記 P8

ご自由に
お持ちください



チューリップのアプリケ

岡林信康

うちがなんぼはよ

おきても

お父ちゃんはもう

くつトントンたたいてはる

あんまりうちのこと

かもてくれはらへん

うちのお母ちゃん

どこに行ってもたのん

うちの服を

はよう持ってきてか

まえは学校へ

そっと会いに来てくれたのに

もうおじいちゃんが

死んださかいに

だれもお母ちゃん

怒らはらへんで

はよう帰って来てか

スカートがほしいさかいに

チューリップのアプリケ

ついたスカート持ってきて

お父ちゃんも時々

こうてくれはるけど

うちやっぱり

お母ちゃんにこうてほし

うちやっぱり

お母ちゃんにこうてほし

うちのお父ちゃん

暗いうちからおそうまで

毎日くつを

トントンたたいてはる

あんな一生懸命

働いてはるのに

なんでうちの家

いつもお金がないんやろう

みんな貧乏が

みんな貧乏が悪いんや

そやでお母ちゃん

家を出ていかはった

おじいちゃんに

お金のことで

いつも大きな声で

怒られてはったもん

みんな貧乏のせいや

お母ちゃんちっとも悪くない

チューリップのアプリケ

ついたスカート持ってきて

お父ちゃんもときどき

こうてくれはるけど

うちやっぱり

お母ちゃんにこうてほし

うちやっぱり

お母ちゃんにこうてほし

【雑感】

それまで「イエスタデー」や「500 マイル」などになじんできたぼくにとって、この歌は衝撃だった。「手紙」「山谷ブルース」なども岡林の作品だ。ある意味、社会に目を向けるきっかけのひとつになったことは確かだ。何かしないではいけない、何かしなければならぬ焦りのようなものを感じ出したのもちょうどこの頃だったような気がする。そしてそれは、今でもあまり変わらない。

そんなことを考えずに生きていられたら、もっと楽なのだろうとは分かるのだが。



個人的「戦跡」彷徨

【記憶にない大事故】

朝、NHK ラジオ放送をなんとなく聞いていたら、「今日はなんの日」の番組で、小平町小川（現小平市）に米軍機が墜落した日であるとアナウンサーが伝えていた。東大和市に生まれ、現在も同市に住むぼくのような者にして、初めて聞く話だった。不思議や思ってネットで調べていたらこんな記事（「北多摩戦後クロニクル」）にたどり着いた。

米軍立川基地から飛び立った軍用輸送機が、エンジントラブルのため小平町の麦畑に墜落、乗員 129 名が全員死亡した大事故だったようだ。大事故にもかかわらず人びとの記憶にも残らなかったのは、日本人の人的被害が少なかった（墜落現場では、農地で作業中の男性がやけどを負った程度）こともあるが、なによりも、駆けつけた武装米兵が現場を封鎖し日本人の立ち入りを禁止し、メディアの取材も排除したため、情報が伝わらなかったことがあげられる。

墜落事故で亡くなったのは、日本での休暇を終え、朝鮮戦争の前線に戻る途中の従軍アメリカ兵が多かったそうだ。日本は出撃拠点でもあったわけだ。

そんな中、現場近くの津田塾大の学生自治会が、反戦平和を訴えるメッセージを発表したことは注目に値する。このような自覚的な動きが、やがて立川基地反対闘争を担う砂川闘争に繋がっていったと考えられる。

ちなみに米軍機の墜落現場は、ぼくの住む所からも自転車で東に 15 分ぐらい行った所だ。砂川闘争の地は、墜落現場を 12 時とすれば 4 時強の角度で、南西に同じぐらい行った所にある。闘争現場は、米軍立川基地（現自衛隊基地）の北側に接している。そう考えると、時空を越えて戦争の影を身近に感じ、背筋をつめたいものが流れたような気がした。今さらではあるのだが。

【刻まれなかった記憶】

米軍機が墜落したとされる小平町（今は小平市となっている）小川の麦畑は、今は自動車教習所となっていると



北多摩戦後クロニクル 第12回 1953年 米軍輸送機、小平に墜落 戦場に向かう 米兵129人犠牲

投稿者: 飯岡 志郎 カテゴリー: 連載・特集・企画 オン 2023年3月21日

1953（昭和28）年6月18日、米軍の輸送機C124グローブマスターが小平町（現小平市）小川のスイカや麦を栽培していた農地に墜落、炎上し、乗っていた乗員と米兵計129人全員が死亡した。当時としては史上最悪の航空機事故となった。米空軍立川基地（現自衛隊立川飛行場）を午後4時31分に離陸した直後で、墜落現場は基地の北東数キロの地点だった。朝鮮戦争に従軍し、休暇中の日本から前線に戻る途中の陸軍と空軍の兵士が多く含まれていた。左側エンジンの故障が原因とされた。（写真は、上空から見た米軍輸送機の墜落現場。小平市立図書館所蔵）

記事には書かれている。その近くの公園には「平和の碑」が立てられているらしい。

自動車教習所はなじみの場所で何度か通ったこともある。場所の見当はつく。行動に移すのが「おっくう」に感じるこの頃の体調だが、興味を抑えきれず、スーパーカブにまたがって出かけてみた。カブはぼくにとって「シニアカー」と呼ぶべき心強い相棒なのだ。

目的地の公園にはすぐにたどり着いた。金属製の祈念碑が公園の片隅にある。その公園は、自動車教習所の裏手の住宅地の中にある。今から70年以上前にそんなことがあったとはとても思えないような「平和」な佇まいだ。

事故当時、ぼくは3歳ぐらいだったのだから、そんな大事故があったことなど知るわけではない。しかし、その後も東大和市（当時は大和町）で育ち、（途中長い空白はあるものの）今も暮らしているのだから、親や親せき、近所の人たち、はたまた幼馴染や同級生からそのような話を聞いていてもおかしくないはずなのに、そんなことは全くなかった。1953年といえば、戦後7、8年経過して、少しは生活も安定してきた頃であつたらう。それでも話題に上ったことは一度もない。また、隠すべきことであるとも思えない。

報道陣は、事故現場への立ち入りは規制され、取材も拒否されたようなので、新聞やラジオで伝えられなかったのだろうか。念のために朝日新聞の翌日（6月19日）の記事を調べてみた。すると、1面トップに大きく掲載されていた（右画像）。どのようにして入手したものは不明だが、墜落した軍用機が炎上する様をとらえた写真まで載せられている。下の方には火傷した男性の写真もある。

当時はメディアといえば新聞が絶世だったろうから、日本中が、まして地元や近隣の人々は、非常な関心をもってこの報道を受け止めただろう。人々の口のぼったことは間違いないと思える。

ぼくがこの大事故について触れる機会がなかったのは、たんに幼かったということと、関心を抱くような年齢になったときには、すでに人々の記憶から消えていたから（そしておそらく、日本人の犠牲者が多くはなかったから）、と考えるより他はない、との結論に達した。

ただ、このような大事故をこれまでずっと全く知らないままできた事に対し、悔いのようなものを感じたのも事実だ。

【「東京陸軍少年飛行兵学校」彷徨】

米軍機の墜落現場とぼくの住む所を結ぶ直線を、反対側（西側）に同じくらい延長させると、「揺籃之地」という石碑が立てられている、かつて東京陸軍少年飛行兵学校があつた地点に至る（その線上に東大和市「戦災変電所」もある）。

ぼくはその事実を知ってはいたが、これまで訪ねることはなかった。しかし米軍輸送機墜落事故を知ったことから、「芋づる式」に行ってみようという気になった。

今は、あたりは住宅地となっている。細い路地がT字に交わる角に、周囲の風景とは違和感を持ってその石碑は建っている。だからだろう、すぐに見つけることができた。

同じくその住宅地の中に、武蔵村山市立歴史民俗資料館分館はある。連なる家々に囲まれた、なかなか見つけにくい所だ。近くにいた何人かの人に聞いて、やっとたどり着くことができた。



2016年に開館したというその建物は平屋で小ぶりだが、車も3台ほど止められ、施設全体もまだ小ぎれいな感じがする。到着してしまえば、なぜ見つけることができなかつたのかと思えるほどの施設だ。管内では、戦争中の生活を物語る品々や、少年飛行兵学校の歴史や概要、写真などが展示されている。すぐ見終えてしまえるほどに、展示物はそれほど多くはない。ぼくが行った時には、他に見学者はいなかつた。管理人がいるのみで、(事前に頼んでおけば別なのかもしれないが、)ガイドしてくれるスタッフなどもない。

実はもう少し欲張って、瑞穂町の郷土資料館にも行こうと考えていた。そこには、多摩陸軍飛行場(現米軍横田基地)についての展示があるとの情報を得ていた。しかし期間限定の企画展であり、すでに今年の1月26日に終了していた。同館に問い合わせたところ、常設展示をしているコーナーがあるとのことだったので、いつかは行ってみたいと思っている。

多摩に限らず、当時は全国的に軍事施設が各地に林立していた。中国、アジア侵略からアメリカ参戦に応じて、陸軍少年飛行兵学校も村山町(現武蔵村山市)に限らず、各地に設立されていたようだ。今また軍事基地が強化、増設され、似たような状況になってきていることを思えば、「戦跡」を巡ることに一定の意味はあろう。



【音声データ消去事件・裁判報告とこれまでのまとめ】 原告準備書面(2)を提出

音声データ消去事件訴訟につき、被告側からは準備書面(2)が出ましたが、内容が繰り返してしかないこと、原告が準備書面(1)で問合せたことにまともに答えていないことから、原告は、すでに提出した準備書面(1)に引き続き、(2)を提出しました。

【東大和市文書管理規則の特異性】

その中では、東大和市文書管理規則の特異性について指摘しました。同規則では、公文書(行政文書)の規定の他に「情報文書等」という規定を設けています(第2条8号)。その「資料文書等」とは、起案文書・供覧文書以外の文書、または常時利用する必要のない電磁的記録であって、保存期間を定める必要がないものとしています。このような規定は、公文書管理法・情報公開法にある公文書既定や近隣他市の文書管理関係法令には見られません。市はいろいろ理屈を並べていますが、情報公開法からの抜け道を設けたものと言えます。

情報公開法によれば、公文書とは「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(中略)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」(第2条2項 中略は引用者)です。これを素直に読めば音声データが公文書にあたるものであり、期間を定めて保存すべきものとみるのが自然です。被告(東大和市)代理人は、本件音声データはこの「資料文書等」にあたるもの主張しているのです。これに対し原告は、電磁的記録(同規則第2条2号)にあたる公文書であると主張しています。

【文書事務の手引】

その根拠として被告東大和市が持ち出してきたのが、市役所内で職員が利用している「文書事務の手引」です。しかしこれは、前記のとおり市が作り、市職員が利用しているだけのものであり、法的根拠に欠けるものです。さらに言えば、被告東大和市自身が作成したものを、自己の主張の根拠とするなどということは、自己矛盾です。仮に同市文書管理規則にある「資料文書等」という規定を認めるとしても、です。

準備書面にも書きましたが、「オレの言うことが正しいのは、オレが言っているからだ。」と言っているようなものです。これはまさに自家撞着そのものです。

【もう一つの問題点】

ところが、乙1号証として被告から提出された「文書事務の手引」には、この他にも問題点がありました。それは、この「文書事務の手引」全体を東大和市に情報公開請求して分かったことです(被告が証拠として提出したも

のはその一部でした。

会議等を記録した音声データが「資料文書」にあたるということが、(同「手引」の中にある)「資料文書について」に示されていると被告は指摘して、乙 1 号証「文書事務の手引」を提出してきたのですが、(善意に解釈すればですが、) そのことには微妙な点で(しかし重大な)誤りがありました。

この「資料文書について」という文章は、「文書事務の手引」本文の中にあるのではなく、「参考資料」として示されている中の一文書だったのです。しかもその出典すら書かれてはいません。二次的な資料としての価値さえないものだったのです。

音声データが「資料文書等」であることの根拠として「文書事務の手引」を持ち出してきたことがそもそも「的外れ」であったうえに、「資料文書について」が、同「手引」の本文にはない文章でだったことは、被告の完全な失態です。このことは準備書面(2)の中で厳しく指摘しておきました。

【ライン風に】

上記のことは、少しわかりづらいので、改めてこれまでの原告と被告の主張と並べて、ラインの投稿風に書いてみます。

消去された音声データは東大和市公文書管理条例第 2 条 2 号の「電磁的記録」であり、期間を定めて保存すべき公文書である。これを消去したことは公文書毀損にあたる。

第 2 条(2)「電磁的記録 職務上作成し、又は取得した電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、職員が組織的に用いるものをいう。」

音声データは同条例第 2 条 8 号の「資料文書等」である。

第 2 条(8)「資料文書等 起案文書及び供覧文書以外の文書又は常時使用する必要のない電磁的記録で、第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定による保存期間を定める必要がないものをいう。」

その根拠を示せ。

文書事務の手引(乙 1 号証)に会議等を記録した音声データは「資料文書」と書かれている。文書事務の手引は、東大和市文書管理規則(甲 1 号証)などの文書事務に関する諸規程の制定趣旨、解釈及びそれに基づく運用等を記したものである。その中の「『資料文書等』について」には以下のように書かれている。

「・会議や説明会等の記録作成を目的とした録音物(カセットテープ・音声データ)」(1 頁)

文書事務の手引は被告みずからが作成したものであり、法的根拠となるものではない。また、「『資料文書等』について」は文書事務の手引の目次(甲 16 号証)にあるものではなく、「参考資料」として掲示されているだけのものであり、その出典についてさえ書かれていない。

ちょっと遊びが過ぎるかもしれませんが、少しは興味を持ってもらえたでしょうか。もしこれで関心がありましたら、「原告準備書面（2）」をご覧ください。もっと楽しんでもらえると思います。

この通信が出るころにはすでに第3回口頭弁論が終わり、原告が申請した証人尋問が実現するかどうかははっきりします。でも、その可能性は薄いです。裁判長の判断にもよりますが、最悪の場合、第3回口頭弁論で結審になり、判決の期日まで決まっているかもしれません。そうなったら前途は暗いですが、控訴は覚悟しています。

どちらにしても、多くの方が傍聴に参加していただくと原告もファイトが出ますし、裁判官にもプレッシャーを与えることができます。どうぞよろしくお願いします。



【追補】第3回口頭弁論報告

本日、6月27日第3回口頭弁論が東京地裁立川支部で開かれました。これを「追補」として報告します。

傍聴には、お一人ですが来ていただきました。たった一人になっても徹底的にやる覚悟でしたので、千人力を得た気分です。感謝に堪えません。

原告の請求していた証人（被告準備書面（1）で、原告が「言い間違えたかな」と言ったとされる人物）は不要とされました。「被告が必要ないと言っているので、誰であるかを明らかにしてくれないから採用できない」ということです。被告の言い分が絶対なのか、裁判長の訴訟指揮はそれでいいのかと思い、「それを判断するのが裁判長でしょ」と聞きましたが、「被告と原告の考えている人物が同じだという保証もない。」とのこと。いいのだよ、被告が指定した人物で。原告はそれを望んでいるのだから。

これだけ聞いていると、裁判長の頭の中は何が何だかわかりません。全くやる気がないと思えな。そうです、証人尋問をやる気はないのでしょう。裁判長の言っていることは、尋問はしないという結論ありきの口実です。

怖れていたとおり本日で結審となり、判決は8月26日（火）午後1時10分、408号法廷です。判決言い渡しには「お越しいただく必要はございません。」です。もう来ないことを前提にしている言い分です。とんでもない、判決主文だけだとしても、（期待はせずに）本人の口からじかに聞いてやるつもりです。皆さんもぜひ「不当判決」言い渡しにおいでください！

アメリカのイラン攻撃を強く非難する

アメリカがイランを直接攻撃した。力による現状変更の試みであり、到底容認出来ない。イスラエルによるイラン攻撃も非難されなければならないが、同時に、いやそれ以上強くアメリカの行為は糾弾されなければならない。

アメリカも日本も、「法の支配力」を求め、「力による一方的な現状変更を許さない」と中国に対して主張していたのではなかったか。そのようなアメリカがイランを武力攻撃したことは二重規範であり、同盟国として（そうでなかったとしても）日本はアメリカを非難すべきである。

しかも攻撃したのは核施設であり、核物質による汚染拡散も懸念される。日本はアメリカによる原爆被爆国であり、東京電力福島第一原発事故を引き起こした当事国として、そして何よりも、戦争放棄・武力の不保持を定める平和憲法を持つ国の代表として、アメリカに対してより強い調子でこれを非難する責務がある。しかし残念ながら、石破首相からはまだそのような声は聞こえてこない。

イスラエルもアメリカも、国連憲章第2条3項（平和的手段による安全、正義の保全義務）、及び第4項（武力による威嚇、行使の禁止）に違反する戦闘行為を行っている。イスラエルとアメリカに攻撃されたイランは当然自衛する権利を持つ（国連憲章第51条）。とはいえ、イランがアメリカを反撃することは、絶対に自重すべきである。あくまでも平和的な手段によりアメリカの今回の行為の誤りを認めさせ、損害に対する補償を加害国アメリカにさせなければならない。

国際刑事裁判所（International Criminal Court : ICC）はイスラエルのネタニヤフ首相やロシアのプーチン大統領を戦争犯罪や人道に対する罪で逮捕状を発行したが、今回イランを攻撃したトランプ大統領に対し逮捕状を発行しないのだろうか。

昨年 11 月、ICC がネタニヤフなどに逮捕状を発行したとき、トランプは ICC 職員らに制裁を科す大統領令（2 月 6 日）に署名した。これに対し英仏独など加盟 79 カ国・地域が非難する共同声明を発表したが、石破首相はこれに加わらなかった。赤根智子氏を所長に送り出している国として無責任な、恥すべき対応である。

いっぽう 6 月 16 日に G7 首脳は、イスラエルのイラン攻撃に対し、イランの核兵器開発を理由に、（イランの自衛権については無視し、）イスラエルの自衛権を認め、イラン攻撃を支持、正当化した。そもそもイランの核兵器開発は確認されていないのである。

6 月 13 日にイスラエルを非難するとした石破首相は、なんとこの首脳声明に署名した。アメリカによる今回のイラン攻撃に対しても、同じようにアメリカの自衛権を認めるといえるのか。驚くべき支離滅裂な対応であり、道徳的破綻である。

アメリカでは、トゥルシー・ギャバード国家情報長官が 3 月の上院公聴会で「情報機関はイランが核兵器を製造していないと評価している」と証言し、「最高指導者のハメネイ師は 2003 年に停止した核兵器計画の再開を許可していない」と述べているのである（2025.6.22 読売新聞朝刊）。トランプ大統領はこれを誤りであると一蹴し、今回の攻撃に踏み切ったが、国家情報官の証言が誤りであるとする、その根拠すら示してはいない。すべてはトランプの「主観」なのである。法の支配などないに等しい。

そのような者が、世界一の核兵器保有国の大統領であり、核兵器の発射ボタンを押す権限を握っていることに恐怖さえ感じる。アメリカ大統領トランプは、その力だけを背景に世界を支配しようとしているように見える。関税問題しかり、環境問題しかり、そして今回の一方的な他国攻撃だ。

トランプは、イランの政治体制を転換させる意図はないと言いながら、自国の要求に従わないならば更なる大規模攻撃も辞さない構えだ。これは帝国主義的恫喝に他ならず、国際法にも道理にも反する危険な挑発行為である。最悪の場合、核兵器の拡散と実戦使用を促すことになる。すなわち、イランの核兵器開発を促進させ、朝鮮民主主義人民共和国の核先制攻撃をも誘発させかねないのだ。取り返しのつかない事態になる前に、トランプの暴走を止めなければならない。

原爆は原爆の母であり、原爆も核兵器もこの世から消滅させねば人類に未来はない。原爆は力の象徴であり、その力を背景に世界を支配しようとする企みは、世界の良識によってこそ打ち砕くことができるし、その実際的な手段は外交交渉であり、武力ではない。

アメリカはかつて、大量破壊兵器保有を理由にイラク攻撃に踏み切り、時の政権を倒した。当時の首相小泉純一郎はこれを支持した。しかし、結局そのような兵器の存在は確認出来なかった。石破総理は小泉元首相の過ちを繰り返してはならない。目を覚ませ、石破茂！

（2025.6.23）

2025. 2. 21



戦争犯罪のほかに、集団殺害犯罪や人道に対する犯罪、侵略犯罪

ICC は戦争犯罪など国際法に違反した個人を裁く常設の国際機関で 2002 年に設立された。79 カ国・地域も共同声明で「法の支配を脅かす」と非難したが、日本は加わらなかった。石破首相は「さまざまな要素を勘案した上で決定した」と明確な説明を避けている。ただ、共同声明の発表は日米首脳会談が開かれた当日であり、懸案を棚上げしたことは明白だ。首相はトランプ氏との会談で、世界保健機関（WHO）脱退やパリ協定の再離脱方針、ガザ所有権など米国が国際的に批判されている課題にも全く触れなかった。日米共同声明からは「法の支配」という文意も消えた。「法の支配」は日本外交の基本理念はずだ。日米関係を波風を立てたくないという思いは理解するが、苦言を呈することができてこそその友好関係ではないのか。国際法が支配する戦後秩序を守ろうとする国際社会を裏切ってはならない。大統領令への非難は、法の支配を重んじる独立国として当然の責務である。

米の ICC 制裁

日本も非難の意思を示せ

国際刑事裁判所（ICC）職員らに制裁を科すトランプ大統領令の大統領令に対し、英仏独など加盟 79 カ国・地域が非難する共同声明を発表した。

しかし、赤根智子氏「写真」を所長に送り出し、最大の資金拠出国でもある日本は共同声明に加わらなかった。対米関係を損ねないようにする意図があったとしても、国際的な信頼を失いかねない。非難の意思を示さず日本政府に求める。

ICC は昨年 11 月、パレスチナ自治区ガザでの戦争犯罪などの容疑でイスラエルのネタニヤフ首相らに逮捕状を出した。これに対し、親イスラエルのトランプ氏は今月 6 日、この捜査に関わったカーン主任検察官ら一部職員のみを米国内資産の凍結などを命じる大統領令に署名した。赤根氏は大統領令を「何百万人もの罪のない犠牲者から正義と希望を奪おうとするもの」と指摘。

ICC は戦争犯罪など国際法に違反した個人を裁く常設の国際機関で 2002 年に設立された。

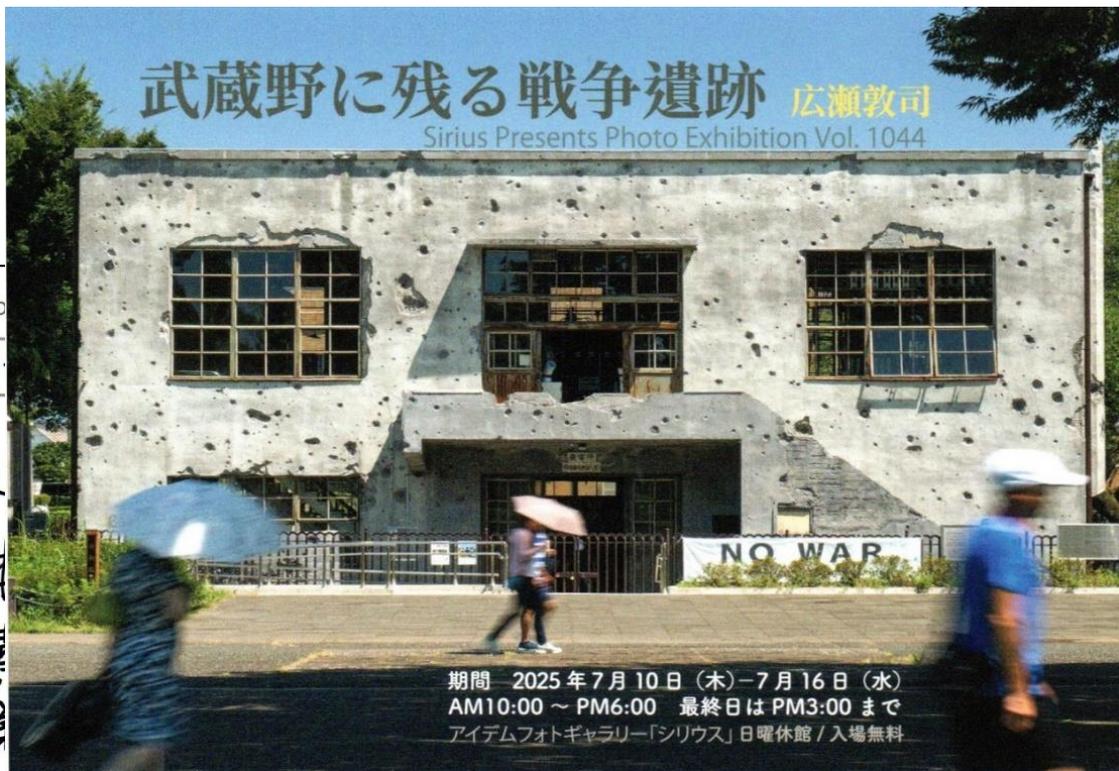
79 カ国・地域も共同声明で「法の支配を脅かす」と非難したが、日本は加わらなかった。

石破首相は「さまざまな要素を勘案した上で決定した」と明確な説明を避けている。ただ、共同声明の発表は日米首脳会談が開かれた当日であり、懸案を棚上げしたことは明白だ。

しかし、赤根智子氏「写真」を所長に送り出し、最大の資金拠出国でもある日本は共同声明に加わらなかった。対米関係を損ねないようにする意図があったとしても、国際的な信頼を失いかねない。非難の意思を示さず日本政府に求める。

ICC は昨年 11 月、パレスチナ自治区ガザでの戦争犯罪などの容疑でイスラエルのネタニヤフ首相らに逮捕状を出した。これに対し、親イスラエルのトランプ氏は今月 6 日、この捜査に関わったカーン主任検察官ら一部職員のみを米国内資産の凍結などを命じる大統領令に署名した。

赤根氏は大統領令を「何百万人もの罪のない犠牲者から正義と希望を奪おうとするもの」と指摘。国際法が支配する戦後秩序を守ろうとする国際社会を裏切ってはならない。大統領令への非難は、法の支配を重んじる独立国として当然の責務である。



木下清村
広瀬敦司

写真展「武蔵野に残る戦争遺跡」 広瀬敦司

写真家 樋口健二さんのお弟子さんである広瀬広司さんの写真展が開かれます。

広瀬さんは、ドキュメンタリー映画「闇に消されてなるものか」にも登場しています。

日時：7月10日(木)~16日(水) 10時~18時 (最終日は15時)

会場：アイテムフォトギャラリー「シリウス」
※東京メトロ丸の内線「新宿御苑前」
※詳しくは左と上の葉書をご参照ください。

アイテムフォトギャラリー「シリウス」

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-4-10 アイテム本社ビル2F
tel.03-3350-1211 fax.03-3350-1240

- 東京メトロ丸の内線「新宿御苑前」駅
- ①新宿門方面出口より徒歩2分
- ②大木戸方面出口より徒歩2分
- ③新宿一丁目方面出口より徒歩2分
※エレベーター有



https://www.photo-sirius.net

フォトギャラリー連絡会の申し合わせにより、祝花は固くお断り申し上げます。
やむを得ない状況により、写真展等を中止・変更する場合がございます。詳細はホームページをご覧ください。

サンホセの会 8月定例会

【日時】8月10日(日) ※「市民平和のつどい」との関係で1週早めました。
午後1時30分~3時30分
【場所】中央公民館 ※部屋は未定
【テーマ】2025年平和市民のつどいなど
※オンライン参加希望の方は、8月8日(金)までに榎本へご連絡ください。

音声データ消去事件
損害賠償請求訴訟 判決言い渡し

【日時】2025年8月26日(火) 午後1時10分
【場所】東京地裁立川支部 408号法廷
【集合】4階法廷控室午後1時20分
【最寄駅】多摩都市モノレール高松駅下車徒歩5分
★来るなど言っても行ってやる!

【後記】6月は書くべきことが急に出てきました。6月21日のトランプ大統領によるイラン攻撃です。28日時点では和平に向かってはいるというものの、力づくの攻撃であり国際法違反であることに変わりはありません。 / 「音声データ消去事件」第3回口頭弁論の報告も書きこみました。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。